

浦添市議会会議規則の一部を改正する規則

浦添市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第69条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第75条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。
- 4 電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

第126条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。